

青森市斎場整備運営等事業 実施方針 新旧対照表

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧																
1	14	第3	3	2)	③	ア 設計企業の要件	<p>設計企業は、次の要件を満たしていることとする。ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(ア)及び(イ)を満たすこととし、<u>その他の企業は、(イ)及び(ウ)若しくは、(イ)及び(エ)を満たすこととする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(ア)</td> <td>青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、延床面積2,500㎡以上の公共施設の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で選定事業者(SPC等)から設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)</td> </tr> <tr> <td>(エ)</td> <td>平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、斎場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で選定事業者(SPC等)から設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)</td> </tr> </table>	(ア)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。	(イ)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。	(ウ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、延床面積2,500㎡以上の公共施設の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で選定事業者(SPC等)から設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)	(エ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、斎場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で選定事業者(SPC等)から設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)	<p>設計企業は、次の要件を満たしていることとする。なお、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(ア)から(エ)までを満たすこととし、全ての企業は、(ア)から(ウ)までを若しくは、(ア)及び(エ)を満たすこととする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(ア)</td> <td>青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、延床面積2,500㎡以上の公共施設の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で構成企業として参加しSPCから設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)</td> </tr> <tr> <td>(エ)</td> <td>平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、斎場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で構成企業として参加しSPCから設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)</td> </tr> </table>	(ア)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。	(イ)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。	(ウ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、延床面積2,500㎡以上の公共施設の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で構成企業として参加しSPCから設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)	(エ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、斎場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で構成企業として参加しSPCから設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)
(ア)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。																							
(イ)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。																							
(ウ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、延床面積2,500㎡以上の公共施設の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で選定事業者(SPC等)から設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)																							
(エ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、斎場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で選定事業者(SPC等)から設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)																							
(ア)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。																							
(イ)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。																							
(ウ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、延床面積2,500㎡以上の公共施設の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で構成企業として参加しSPCから設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)																							
(エ)	平成24年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、斎場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること。(競争入札参加資格審査認定業者一覧表の登録が受任機関である場合、当該受任機関の実績に限らず企業の実績を認める。また、PFI事業で構成企業として参加しSPCから設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。)																							
2	14	第3	3	2)	③	イ 建設企業の要件	<p>建設企業は、次の要件を満たすこととし、特定建設工事共同企業体(建設JV)を設立することとする。特定建設工事共同企業体(建設JV)の設立にあたっては「共同企業体の在り方について(国土交通省)」に従うこととする。特定建設工事共同企業体(建設JV)の甲型、乙型は問わない。また、参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の建築実績を有すること。</p> <p>a) 施設の建築を行う企業(特定建設工事共同企業体代表者)</p> <p>以下の(ア)から(ウ)までを満たしている1者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(ア)</td> <td>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>令和4・5年度青森市業種別工事業者名簿に登録されている業者で、登録業種が建築工事(建築一式工事)の登録等級がA等級かつ総合評点が950点以上であること。</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>青森市に本社(店)又は営業所等を置いていること。</td> </tr> </table>	(ア)	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。	(イ)	令和4・5年度青森市業種別工事業者名簿に登録されている業者で、登録業種が建築工事(建築一式工事)の登録等級がA等級かつ総合評点が950点以上であること。	(ウ)	青森市に本社(店)又は営業所等を置いていること。	<p>建設企業は、次の要件を満たすこととし、特定建設工事共同企業体(建設JV)を設立することとする。特定建設工事共同企業体(建設JV)の設立にあたっては「共同企業体の在り方について(国土交通省)」に従うこととする。特定建設工事共同企業体(建設JV)の甲型、乙型は問わない。また、参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の建築実績を有すること。</p> <p>a) 施設の建築を行う企業(特定建設工事共同企業体代表者)</p> <p>以下の(ア)から(ウ)までを満たしている1者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(ア)</td> <td>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>令和4・5年度青森市業種別工事業者名簿に登録されている業者で、登録業種が建築工事(建築一式工事)の登録等級がA等級かつ総合評点が950点以上であること。</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。</td> </tr> </table>	(ア)	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。	(イ)	令和4・5年度青森市業種別工事業者名簿に登録されている業者で、登録業種が建築工事(建築一式工事)の登録等級がA等級かつ総合評点が950点以上であること。	(ウ)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。				
(ア)	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。																							
(イ)	令和4・5年度青森市業種別工事業者名簿に登録されている業者で、登録業種が建築工事(建築一式工事)の登録等級がA等級かつ総合評点が950点以上であること。																							
(ウ)	青森市に本社(店)又は営業所等を置いていること。																							
(ア)	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。																							
(イ)	令和4・5年度青森市業種別工事業者名簿に登録されている業者で、登録業種が建築工事(建築一式工事)の登録等級がA等級かつ総合評点が950点以上であること。																							
(ウ)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。																							
3	15	第3	3	2)	③	エ 工事監理企業の要件	<p>工事監理企業は、次の要件を満たすこととする。ただし、<u>複数で参加する場合は、少なくとも1者は(イ)を満たすこととする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(ア)</td> <td>建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の工事監理実績の元請実績を有すること。共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有すること。</td> </tr> </table>	(ア)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。	(イ)	参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の工事監理実績の元請実績を有すること。共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有すること。	<p>工事監理企業は、次の要件を満たすこととする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、(イ)の要件については少なくとも1者が満たせばよいものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(ア)</td> <td>建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の工事監理実績の元請実績を有すること。共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有すること。</td> </tr> </table>	(ア)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。	(イ)	参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の工事監理実績の元請実績を有すること。共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有すること。								
(ア)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。																							
(イ)	参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の工事監理実績の元請実績を有すること。共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有すること。																							
(ア)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。																							
(イ)	参加企業内の実績として、延床面積2,500㎡以上の建物の工事監理実績の元請実績を有すること。共同企業体による実績の場合は、共同企業体の中で当該業務を担当した実績を有すること。																							
4	15	第3	3	2)	③	オ 運営企業の要件	<p>運営企業は、次の要件を満たすこととする。ただし、複数で参加する場合は、<u>少なくとも1者は(イ)を満たすこととする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>(ア)</td> <td>本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。</td> </tr> </table>	(ア)	本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。	(イ)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。	<p>運営企業は、次の要件を満たすこととする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(ア)</td> <td>本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。</td> </tr> </table>	(ア)	本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。	(イ)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。								
(ア)	本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。																							
(イ)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。																							
(ア)	本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。																							
(イ)	青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。																							